出来事を 三権の 図に あてはめよう ③

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／出来事の 矢印を、自分で かこう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図には 国会・内閣・裁判所・国民の 箱だけが あります。（1）～（6）の 出来事ごとに 矢印を 1本ずつ かきましょう。
矢印は、「はたらきかける がわ」の 箱から「はたらきかけられる がわ」の 箱へ、えんぴつで かきます。
番号は 矢印の まん中あたりに 丸で かこんで 書きます。同じ 2つの 箱の あいだの 2本は 少し はなして かきます。



（1）国民が、最高裁判所の 裁判官に ついて、やめさせるか どうかを 投票した。

（2）裁判所が、内閣の 出した ある 命令を 調べ、憲法に 反すると 判断した。

（3）内閣が、臨時の 国会を 開く ことを 決めた。

（4）内閣が、各地の 裁判所の 裁判官を 任命した。

（5）国会議員で つくる 裁判所が、ひどい 行いを した 裁判官を やめさせた。

（6）衆議院が、「今の 内閣を 信用する」という 案を、反対が 多くて 通さなかった。

（7）もし 国会から 裁判所への 矢印が なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

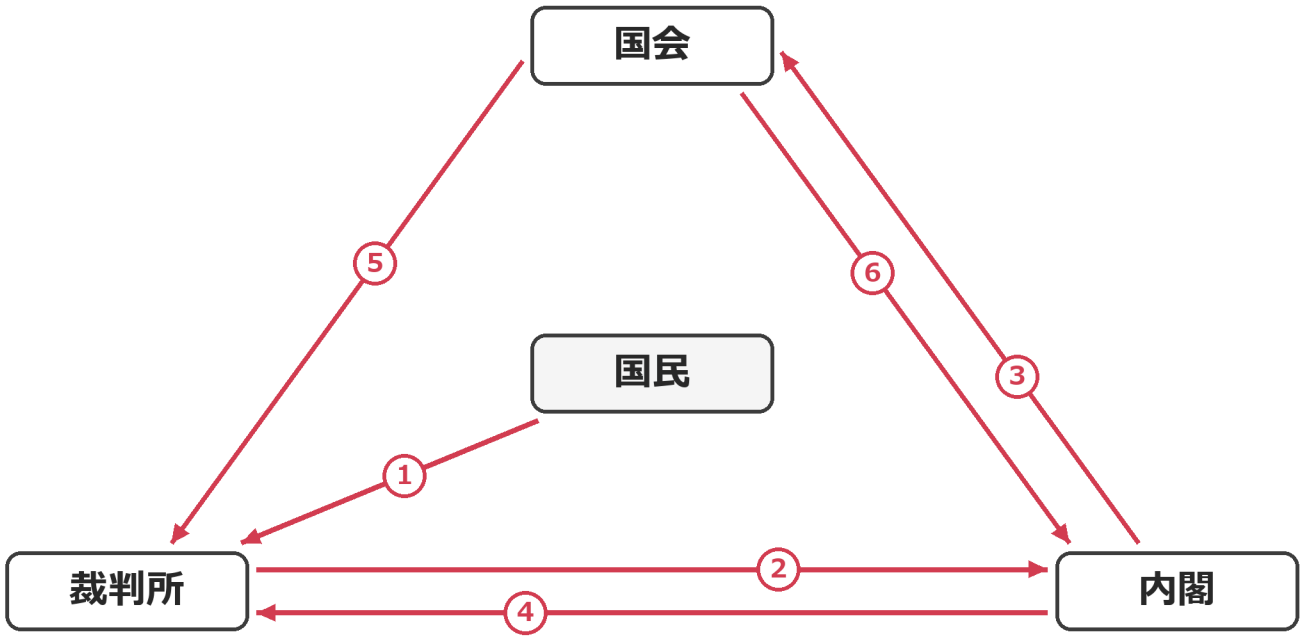
出来事を 三権の 図に あてはめよう ③【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／出来事の 矢印を、自分で かこう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図には 国会・内閣・裁判所・国民の 箱だけが あります。（1）～（6）の 出来事ごとに 矢印を 1本ずつ かきましょう。
矢印は、「はたらきかける がわ」の 箱から「はたらきかけられる がわ」の 箱へ、えんぴつで かきます。
番号は 矢印の まん中あたりに 丸で かこんで 書きます。同じ 2つの 箱の あいだの 2本は 少し はなして かきます。



（1）国民が、最高裁判所の 裁判官に ついて、やめさせるか どうかを 投票した。

（2）裁判所が、内閣の 出した ある 命令を 調べ、憲法に 反すると 判断した。

（3）内閣が、臨時の 国会を 開く ことを 決めた。

（4）内閣が、各地の 裁判所の 裁判官を 任命した。

（5）国会議員で つくる 裁判所が、ひどい 行いを した 裁判官を やめさせた。

（6）衆議院が、「今の 内閣を 信用する」という 案を、反対が 多くて 通さなかった。

（7）もし 国会から 裁判所への 矢印が なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

ひどい 行いを した 裁判官を、やめさせる ことが できない。

（1）国民 → 裁判所：国民しん査（憲法79条）
（2）裁判所 → 内閣：命令・処分の 違憲審査（憲法81条）
（3）内閣 → 国会：臨時会を 開く ことの 決定（憲法53条）
（4）内閣 → 裁判所：裁判官の 任命（憲法80条）
（5）国会 → 裁判所：だんがい裁判（憲法64条）（国会議員で つくる 裁判所は 国会の はたらき）
（6）国会 → 内閣：内閣信任の 案を 否決（憲法69条）
（1）～（6）は こたえが 一つの れいです。次の 3つが できて いれば 正かい（線の 形は 自由）。
□ 矢印の 向きが「する がわ → される がわ」に なって いる　□ 出来事の 番号が 矢印に 書いて ある
□ 同じ 2つの 箱の あいだの 2本が 重なって いない
（7）次の どちらかが 書けて いれば 正かい。　□ ひどい 行いを した 裁判官を やめさせられない　□ 国会が 裁判官を おさえられない

いちごドリル プリント